

【網走レインボーハイツ デイサービスセンター】

介護保険の要介護・要支援認定において「要介護1～5」と認定された方は、こちらの利用料金となります。

(1) 利用料金表

【利用時間：5時間以上6時間未満】

| | 1日あたりの利用単価 | | | | 1日の利用料金の合計 (処遇改善加算は含まれておりません) |
|------|--------------|---------------------|---------------|------|----------------------------------|
| | 介護保険分 | | | 自費分 | |
| | 介護報酬 基本単価 | サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) | 入浴介助加算 (Ⅰ) | 食費 | |
| 要介護1 | 567円 | 6円 | 40円(*) | 600円 | 1,213円 |
| 要介護2 | 670円 | | | | 1,316円 |
| 要介護3 | 773円 | | | | 1,419円 |
| 要介護4 | 876円 | | | | 1,522円 |
| 要介護5 | 979円 | | | | 1,625円 |

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年4月から令和3年9月末までの間、上記基本報酬に0.1%が上乗せされます。

*デイサービスご利用時に、入浴をされた場合が加算の対象となります。

また、次の要件を満たす場合、入浴介助加算(Ⅱ)となり、55円の加算となります。入浴介助加算(Ⅰ)と(Ⅱ)はいずれかの算定となり、併せて請求されることはありません。

・医師等が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価している。この際、当該居宅の浴室が、当該利用者自身又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合は、訪問した医師等が、介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行う。

・当該事業所の機能訓練指導員が共同して、利用者の居宅を訪問した医師等と連携の下で、当該利用者の身体の状況や訪問により把握した当該居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成する。

・上記の入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行う。

【利用時間：6時間以上7時間未満】

| | 1日あたりの利用単価 | | | | |
|------|--------------|---------------------|---------------|------|----------------------------------|
| | 介護保険分 | | | 自費分 | 1日の利用料金の合計 (処遇改善加算は含まれておりません) |
| | 介護報酬 基本単価 | サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) | 入浴介助加算 (Ⅰ) | 食費 | |
| 要介護1 | 581円 | 6円 | 40円(*) | 600円 | 1,227円 |
| 要介護2 | 686円 | | | | 1,332円 |
| 要介護3 | 792円 | | | | 1,438円 |
| 要介護4 | 897円 | | | | 1,543円 |
| 要介護5 | 1,003円 | | | | 1,649円 |

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年4月から令和3年9月末までの間、上記基本報酬に0.1%が上乘せされます。

*デイサービスご利用時に、入浴をされた場合が加算の対象となります。

また、次の要件を満たす場合、入浴介助加算(Ⅱ)となり、40円から55円の加算となります。

・医師等が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価している。この際、当該居宅の浴室が、当該利用者自身又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合は、訪問した医師等が、介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行う。

・当該事業所の機能訓練指導員が共同して、利用者の居宅を訪問した医師等と連携の下で、当該利用者の身体の状況や訪問により把握した当該居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成する。

・上記の入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行う。

(2) 加算料金表

| | 1ヶ月あたりの利用単価 |
|----------------------|-------------|
| 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(※1) | 5.9% |
| 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)(※2) | 1.0% |

※1 ご利用される全ての方が加算の対象となり、食費以外の1ヶ月内の介護保険分の合計利用料金に5.9%が加算されます。

※2 ご利用される全ての方が加算の対象となり、食費以外の1ヶ月内の介護保険分の合計利用料金に1.0%が加算されます。

| | |
|-------------------|------------|
| | 1日あたりの利用単価 |
| 若年性認知症利用者受入加算(※3) | 60円 |
| 個別機能訓練加算(Ⅰ)イ(※4) | 56円 |

※3と※4は該当となる方のみ加算されます。

【網走レインボーハイツ デイサービスセンター 介護予防・日常生活支援総合事業】

当サービスの利用は、「要支援」及び「事業対象者」と認定された方が対象となります。

要支援認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。利用料金は次のとおりとなります。

(1) 利用料金表

| | 1ヶ月あたりの利用単価 | | | 1食あたりの利用料金 |
|---------------|-------------|-----------------|---------------|------------|
| | 介護報酬基本単価 | サービス提供体制強化加算(Ⅲ) | 1ヶ月あたりの利用料金合計 | 食費 |
| 事業対象者 要支援1 | 1,672円 | 24円 | 1,696円 | 600円 |
| 事業対象者 要支援2 | 3,428円 | 48円 | 3,476円 | |

※上記の利用料金合計に、利用した分の食費代の食数分と下記の加算項目の料金を加えた金額が、1ヶ月あたりの請求金額となります。

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年4月から令和3年9月末までの間、上記基本報酬に0.1%が上乘せされます。

(2) 加算料金表

| | |
|----------------------|-------------|
| | 1ヶ月あたりの利用単価 |
| 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(※1) | 5.9% |
| 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)(※2) | 1.0% |

※1 ご利用される全ての方が加算の対象となり、食費以外の1ヶ月内の介護保険分の合計利用料金に5.9%が加算されます。

※2 ご利用される全ての方が加算の対象となり、食費以外の1ヶ月内の介護保険分の合計利用料金に1.0%が加算されます。

| | 1ヶ月あたりの利用単価 |
|-------------------|-------------|
| 若年性認知症利用者受入加算(※3) | 240円 |
| 運動器機能向上加算(※4) | 225円 |

※3と※4は対象となる方のみ加算されます。

【レインボーハイツ あいむデイサービスセンター】

介護保険の要介護・要支援認定において「要介護1～5」と認定された方は、こちらの利用料金となります。

(1) 利用料金表

【利用時間：6時間以上7時間未満】

| | 1日あたりの利用単価 | | | 1日の利用料金の合計 (処遇改善加算は含まれておりません) |
|------|--------------|---------------|------|----------------------------------|
| | 介護保険分 | | 自費分 | |
| | 介護報酬 基本単価 | 入浴介助加算 (I) | 食費 | |
| 要介護1 | 581円 | 40円(*) | 600円 | 1,221円 |
| 要介護2 | 686円 | | | 1,326円 |
| 要介護3 | 792円 | | | 1,432円 |
| 要介護4 | 897円 | | | 1,537円 |
| 要介護5 | 1,003円 | | | 1,643円 |

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年4月から令和3年9月末までの間、上記基本報酬に0.1%が上乗せされます。

*デイサービスご利用時に、入浴をされた場合が加算の対象となります。

また、次の要件を満たす場合、入浴介助加算(II)となり、55円の加算となります。入浴介助加算(I)と(II)はいずれかの算定となり、併せて請求されることはありません。

・医師等が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価している。この際、当該居宅の浴室が、当該利用者自身又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合は、訪問した医師等が、介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行う。

・当該事業所の機能訓練指導員が共同して、利用者の居宅を訪問した医師等と連携の下で、当該利用者の身体の状況や訪問により把握した当該居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成する。

・上記の入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行う。

(2) 加算料金表

| | 1ヶ月あたりの利用単価 |
|----------------------|-------------|
| 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（※1） | 5.9% |
| 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）（※2） | 1.0% |

※1 ご利用される全ての方が加算の対象となり、食費以外の1ヶ月内の介護保険分の合計利用料金に5.9%が加算されます。

※2 ご利用される全ての方が加算の対象となり、食費以外の1ヶ月内の介護保険分の合計利用料金に1.0%が加算されます。

| | 1日あたりの利用単価 |
|-------------------|------------|
| 若年性認知症利用者受入加算（※3） | 60円 |
| 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ（※4） | 56円 |

※3と※4は対象となる方のみ加算されます。

【レインボーハイツ あいむデイサービスセンター 介護予防・日常生活支援総合事業】

当サービスの利用は、「要支援」及び「事業対象者」と認定された方が対象となります。

要支援認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。利用料金は次のとおりとなります。

(1) 利用料金表

| | 1ヶ月あたりの利用単価 | 1食あたりの利用料金 |
|----------------|-------------|------------|
| | 介護報酬基本単価 | 食費 |
| 事業対象者 要支援 1 | 1,672円 | 600円 |
| 事業対象者 要支援 2 | 3,428円 | |

※上記の利用料金に、利用した分の食費代の食数分と下記の加算項目の料金を加えた金額が、1ヶ月あたりの請求金額となります。

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年4月から令和3年9月末までの間、上記基本報酬に0.1%が上乗せされます。

(2) 加算料金表

| | 1ヶ月あたりの利用単価 |
|----------------------|-------------|
| 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（※1） | 5.9% |
| 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）（※2） | 1.0% |

※1 ご利用される全ての方が加算の対象となり、食費以外の1ヶ月内の介護保険分の合計利用料金に5.9%が加算されます。

※2 ご利用される全ての方が加算の対象となり、食費以外の1ヶ月内の介護保険分の合計利用料金に1.0%が加算されます。

| | 1ヶ月あたりの利用単価 |
|-------------------|-------------|
| 若年性認知症利用者受入加算（※3） | 240円 |
| 運動器機能向上加算（※4） | 225円 |

※3と※4は対象となる方のみ加算されます。

【サテライト型デイサービス・いきいき教室】

(1) 利用料金表

| | 基本料金（月額） | 給食費（1回あたり） |
|--------|----------|------------|
| いきいき教室 | 1,400円 | 400円 |

※網走市の定める金額です